

県南広域振興局長告示第97号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成24年6月29日

県南広域振興局長 田村均次

1 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371200072	社会福祉法人江刺寿生会	さくらの郷指定訪問入浴介護事業所	奥州市江刺区岩谷堂字下惣田290番地1	平成24年6月30日

2 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371200114	社会福祉法人江刺寿生会	わかくさ指定通所介護事業所	奥州市江刺区岩谷堂字下惣田290番地1	平成24年6月30日